

小学校及び中学校における感染症の出席停止期間の基準一覧

(*印のものは、登校時に「診断及び登校許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥(H5N1)インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	インフルエンザ (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで (H24改訂)
	百日咳 (6日~15日)	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで (H24改訂)
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで(H24改訂)
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	「診断・治癒証明書」を必要としない疾病
	マイコプラズマ肺炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	流行性胃腸炎	
	ヘルパンギーナ	
	伝染性軟属種(みずいぼ)	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	
ウイルス性肝炎		

保育園及び幼稚園における感染症の出席停止期間の基準一覧

(*印のものは、登園時に「診断及び通園許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準 第3種から下の項目は登園のため
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	※インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過するまで
	※百日咳 (6日~15日)	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	※流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核、※髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 (必要であれば、園医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です)	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	りんご病(伝染性紅斑)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
	ウイルス性肝炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止が必要ないもの	

※印は、2012.4に改正になったもの